# 2019年度 社会福祉法人ときわ会 法人本部事業計画書

2019年3月22日 社会福祉法人ときわ会 理事長 加藤 寛二

2019年度社会福祉法人ときわ会の事業計画書(案)を以下のように提案する。

#### 1 法人基本方針

社会福祉法人制度の見直しに関する法案の確定に伴い、新定款による業務執行の研究 と運営機能充実が求められている。また、少子化・高齢化の進行と同時に、障害者分野 でも、この間の実践と理論の進展を受けて、あらためて受け止めるべき多くの課題が出 されてきている。

とくに、社会福祉法等の改正に関する新たな取り組みは喫緊の課題として、取り組まれなければならないが、改正法の背景とされる、ガバナンス(業務統治)、コンプライアンス(法令遵守)の基本となるべき考え方について実践的に検討を深める必要がある。出されている課題は、いずれも、地域福祉の資源としての社会福祉法人として、国民的・市民的な支えを受けていく上で、避けて通れないものである。ときわ会としては、この動きに対応し、かつ、いっそうの発展を目指すための取り組みを今年度事業の中心として、以下の事項を基本に、重点を設定することとする。

- 1 社会福祉法人制度見直しに対応する運営組織の確立
- 2 継続発展が可能な経営管理体制の確立
- 3 将来の発展を確立するための長・中期計画の確定
- 4 労働を軸とする日中施設の充実と、生活を軸とするグループホーム、相談事業を 軸とする地域生活支援センターの経営の充実
- 5 安定した事業の推進と職員が安心して働ける労働環境の確立
- 6 地域、関係家族との連携
- 7 職員・関係者の基本的な人権感覚に関する研修と研鑽

## 2 運営事業

次の施設・事業を運営する。()内は、施設長または、担当世話人である。

- ○あさやけ作業所(中川 幸夫)
- ○あさやけ風の作業所(増田 桃子)
- ○あさやけ鷹の台作業所(西浦 孝幸)
- ○あさやけ第二作業所(庄司 完)

- ○サングリーン(高見澤 一 就労B型支援・就労移行支援・就労定着)
- ○地域生活支援センターあさやけ (伊藤 善尚)
- ○共同ホームこげら(中川 和子)
- ○共同ホームつくしんぼ (仲川 理香)
  - ・共同ホームはやぶさ(植木 陽一)
  - ・共同ホームさらさ(村岡佐知子)
- ○共同ホームサンライズ(植木恵理子)
- ○共同ホーム一歩 (川上 真澄 管理人は松本 喜和)
- 3 法人の役員体制
- (1) 評議員選任·解任委員
  - 3名 (外部委員 宮崎和美、事務局員 伊藤善尚、監事 宍戸芳子)
- (2) 理事 6名 加藤寛二、庄司完、田邊敏郎、遠山陽子、中川幸夫、松本喜和 なお、業務執行理事の機能について検討し、理事業務の執行の迅 速化を図る。
- (3) 評議員 7名 伊藤仁道、上田幸子、島本久、杉本豊和、中島靖兵衛、萩野晶子、 山本典子
- (4) 監事 2名 米田浩一朗、宍戸芳子
- 4 財政運営

別添の2019年度資金収支予算書案のとおり。

- (1) 法人本部予算案
- (2) 各施設(拠点)の予算案
- (3) 法人本部としての具体的方針案
  - ①新制度の下における運営資金の弾力運用について、将来の施設配置等を踏まえ、 検討を深めるものとする。
  - ②長中期計画に対応する財政計画を作成する。 とくに、修繕・改築関係の取り組みは、早急に確立しておく。
  - ③退職金取扱いに関する法人の要綱に基づき、退職資金の確保を図る。
- 6 各施設の事業計画 別紙の議案のとおり。
- 7 年間行事と日程
- (1) 理事会 年間 3回

理事協議会を設置し、議決事項ではない案件についての協議を深め、理事会への 議案を精査する。(年間8回程度)

- (2) 評議員会 年間2回、状況により随時開催あり。
- (3) 施設長会議 年間10回・原則月1回
- (4) 主任会議 原則年間6回

- (5) 合同職員会議 原則年間1回
- (6) 実行委員会 映画「星に語りて」上映会、あさやけアートフェスティバル わいわいバザール等は法人内に実行委員会を設けて進めていく。 なお、年間日程表は、別紙の通り。

## 8 重点目標

以下の項目は、第1項の基本方針のうち、今年度の課題として重点的に取り組むものを 掲示したものであり、状況によっては理事会・評議員会にかけながら修正していくことが ある。

## (1) 中・長期計画の策定

現在、第一次のまとめができているが、2019年10月までに成案を作成し職員 等の討議に付することとする。

(2) 管理運営体制の強化

時代に即した管理運営体制を確立するため、次のことを行う。

ア 経営基盤強化のため、中・長期計画と合わせ、財務の中・長期計画を作成して方 針を共有する。主として、運営費・施設整備計画を施設ごとに作成する。当面、2 018年度から積立金等の処理方針を確立する。

- イ契約マニュアルを作成する。
- ウ 施設単位だけでなく、法人全体の運営を見通した管理規則を研究する。
- エ 組織運営の改善のため、定款細則の見直しを行い、執行役員・施設長の役割分担 を明確化する。
- オ 2017年9月に発行した社会福祉法人ときわ会規程集を本文の改定及び新規程 追加に合わせて、改定する。
- カ 基本情勢をふまえ、財務・税務の正確な執行のため、外部から公認会計士等の顧 問就任の依頼を検討し、事務処理に遺漏のないように対応する。
- キ 主任会議を定期的に開催して充実させていく。現場の責任者として施設長を補佐 し、実践を担う立場から理事会に対する必要な意見・提案をすることを主任の役割 とする。今年度は職員の教育研修の充実を図るため、主任会議が新人職員研修と実 践交流会の企画運営を行なう。
- (3) 就業規則・給与規程の見直し

職員数も年々増加し、そこで生起する労務問題はきわめて多様になっている。さらには、勤務条件も施設によりかなり違ってきたところも増えているので、就業規則の見直しが必要である。その際、次のような事項を労働組合等とも協議しながら、現状についての確認をし、より働きやすい事業体を構築していく。

- ・給与の見直し(都基準の不規則取り入れの見直し)と運用基準の見直し
- ・各種手当の見直しと運用基準の明確化
- ・考課制度の導入の可否についての研究

なお、福祉職員処遇改善加算の拡充(ランクにより、月額1万円、3.7万円の増額)に伴い、次の事項に取り組む必要がある。

- ・職員の任用要件の改善
- ・昇給制度の見直し
- キャリアパス要件の就業規則への記載検討

以上に関する人事・給与制度の改善

- (4) 安心して働ける労働環境の確立
  - ア. 再雇用制度の創設

定年後も引続き、フルタイム等での継続雇用を希望する職員が、将来への見通し をもち長く働いてもらうための再雇用制度を創設する。

イ. 改正労働基準法への対応

労働時間の管理、年次有給休暇の取得義務化等

- (5) 日中施設の新規開設と施設整備について
  - ア. 2021年開設を目標に新規施設を建設する(就労継続支援事業)
  - イ. 老朽化が進んでいる施設は、短期的に必要な整備計画を作成・研究する
- (6) 地域貢献の推進
  - ・地域の福祉活動、研究活動等への積極的参加
  - ・地域要求の研究と掘り起こし、対応
  - ・地域活動計画の策定(事業の予算化を含む)
- (7) 職員の資質向上と人材確保
  - ・職員の専門性の育成のための法人としての援助 各種専門研修への参加、自主的グループ研究等への援助等
  - ・先を見通した人材の確保の取り組み
  - 研修体系の確立と実行
    - ア 新入職員研修
      - 2018年度から実施した新人職員研修をさらに充実させていく
    - イ 経験年数別による研修(たとえば、3年、5年、10年など)
    - ウ テーマ別研修
      - ・個人情報保護、特定個人情報鉾に関するテーマ
      - ・緊急時や災害に際しての対応に関する取り組み
      - ・権利擁護(成年後見制度、虐待問題など人権問題に関するもの)
- (8) 制度改革に対応する当面の取り組みについて
  - ・統治機能の向上、法令遵守の徹底定款変更、定款細則の改定、各種規程の点検、指導検査対応 法人・施設の情報処理体制の確立
  - ・運営問題での具体的課題 法人事務局体制の確立、責任組織のあり方と人材配置の研究 全体作業の把握と責任分担のあり方研究
  - ・対外業務の推進・その体制

労働基準監督署

行政対応(国、東京都、小平市)